

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定による平成23年3月31日付け大規模小売店舗の新設の届出について、法第8条第2項の規定による意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成23年9月9日

京都市長 門川 大作

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルタウン西小路御池店

京都市中京区西ノ京桑原町3番ほか

2 主な意見の内容

- （1）歩行者等及び店舗近隣住民に対する交通安全対策を講じるべきである。
- （2）店舗営業に関わって近隣住民の生活を脅かさないよう配慮が必要である。
- （3）店舗出入口がなぜ西小路通沿いになったのか。

3 縦覧場所、期間及び時間

（1）縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

（2）期間

平成23年9月9日（金）から平成23年10月11日（火）まで（日曜日、

土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

なお、上記2の意見の概要は、法第4条第2項の規定による大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をまとめたものです。

(産業観光局商工部商業振興課)